

土木工事 設計変更ガイドライン

平成29年4月

新潟市

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
	◆土木請負工事の特徴
	◆受発注者の留意事項
	◆策定の理由
	◆設計変更の現状
2	設計変更が不可能なケース・・・・・・・・ P 2
3	設計変更が可能なケース・・・・・・・・ P 3
3-1	変更可能ケースの例・・・・・・・・ P 4
	◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（約款19条1-2）
	◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き（約款19条1-3）
	◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き（約款19条1-4）
3-2	工事中止について・・・・・・・・ P 5
	◆工事中止の場合の手続き（約款21条）
3-3	設計図書の照査・・・・・・・・ P 6
	◆設計図書の照査に関連する作業の位置付け
4	設計変更手続きフロー・・・・・・・・ P 7
5	関連事項・・・・・・・・ P 8
	◆指定・任意の適正な運用
	◆指定と任意の考え方
	◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

改定履歴

改定年月	改定内容
平成25年11月	初版制定
平成29年 4月	一時中止, 照査, 指定と任意の考え方を追加

1 はじめに

◆土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物が、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

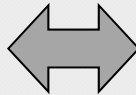


当初積算時に予見できない事態に備え、(例:土質・湧水等の変化)その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

◆発注者・受注者の留意事項

発注者

設計積算にあたって、「施工条件明示総括表」に、工事内容に関する項目については、**必ず条件明示**するよう徹底する。

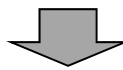


受注者

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」**して進めることが重要である。

◆策定の理由

設計変更業務の改善を図るため、予め発注者・受注者は、設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。



設計変更における課題と留意点を「本ガイドライン」としてまとめた。

◆設計変更の現状

契約図書に明示されている事項



契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、工事請負契約約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。

任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項



任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、その変更対応が問題となっているケースがある。

※契約図書とは、契約書、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
(約款第19条～25条、共通仕様書1-1-15～1-1-17)
- 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

3 設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）

3-1 変更可能ケースの例

①設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（約款第19条第1項の(2)）

- ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

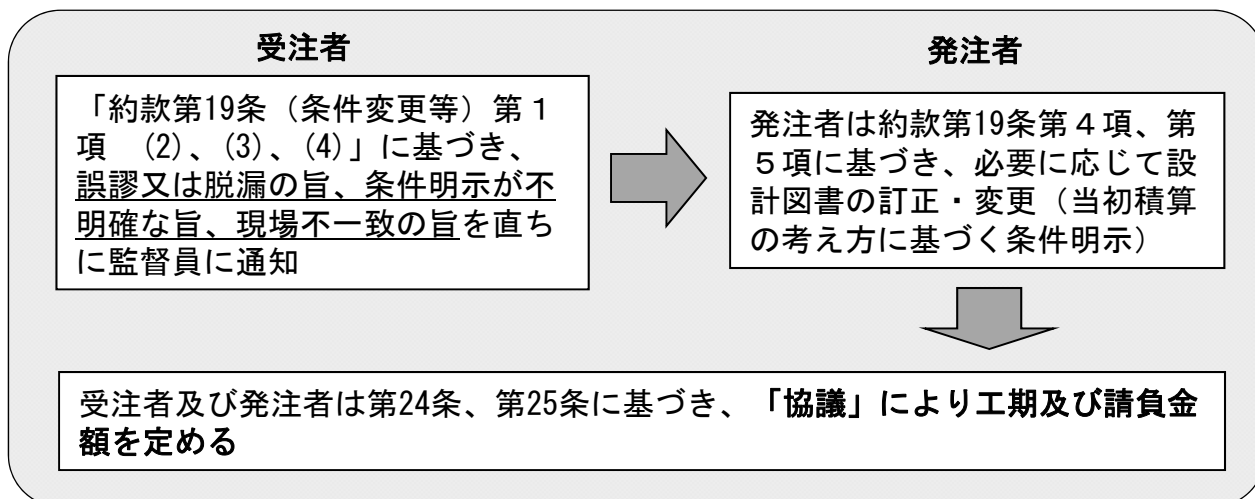
②設計図書の表示が明確でない場合（約款第19条第1項の(3)）

- ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

③設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（約款第19条第1項の(4)）

- ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 前頁の手続きにより設計図書の訂正・変更をしたものの、さらに不都合が生じ現地条件と一致しない場合
- オ. 第3者機関等による制約が課せられた場合

<手続きフロー>

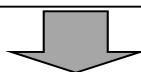


3-2 工事の一時中止を行った場合

◆工事の一時中止を行った場合の手続き（約款第21条）

『工事一時中止に係るガイドライン』を参照
工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

◇中止がごく短期期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。



請負金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

○増加費用

工事用地等を確保しなかった場合、暴風の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

○損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの
事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

■増加費用の範囲

◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

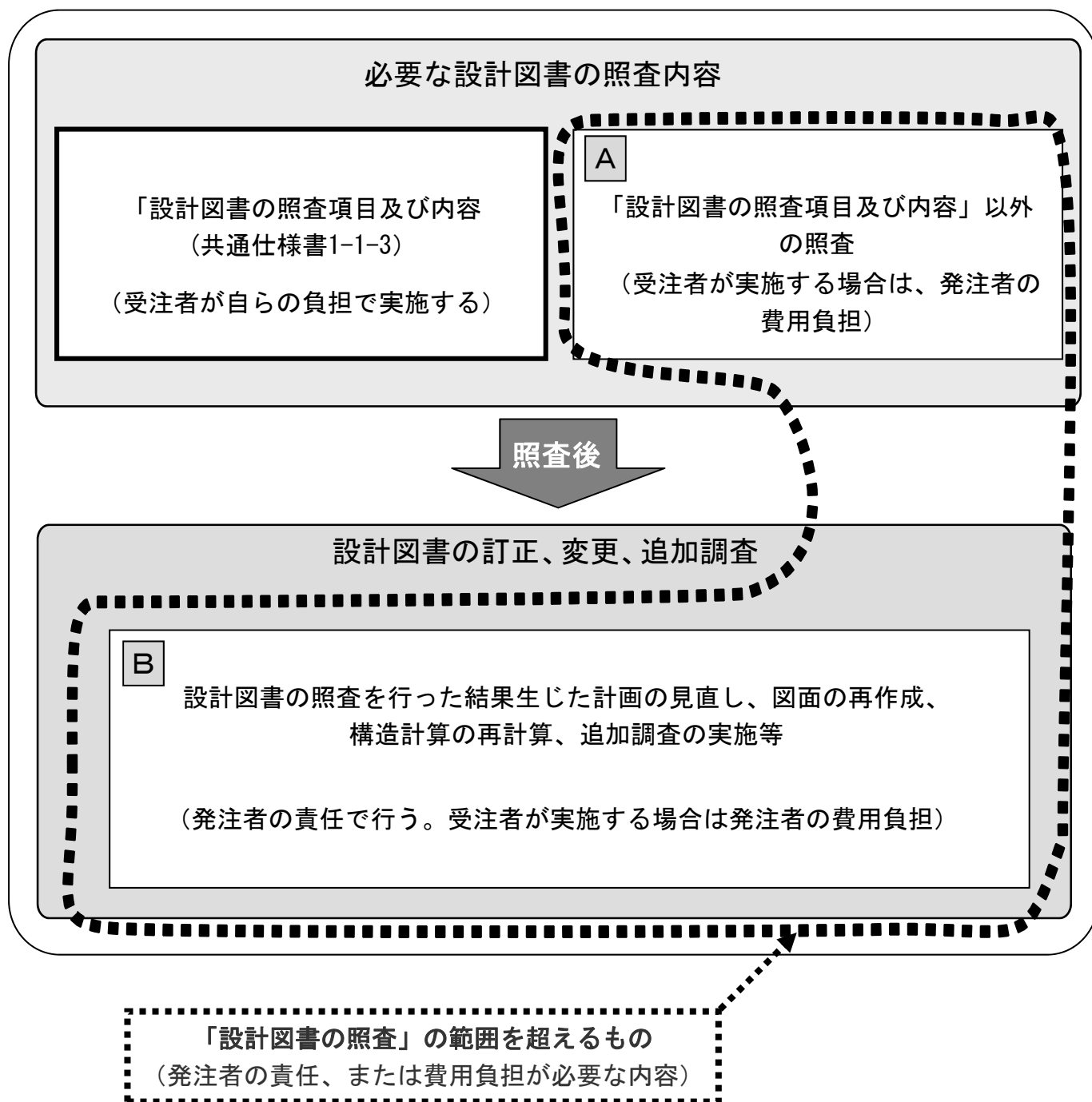
◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。

◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

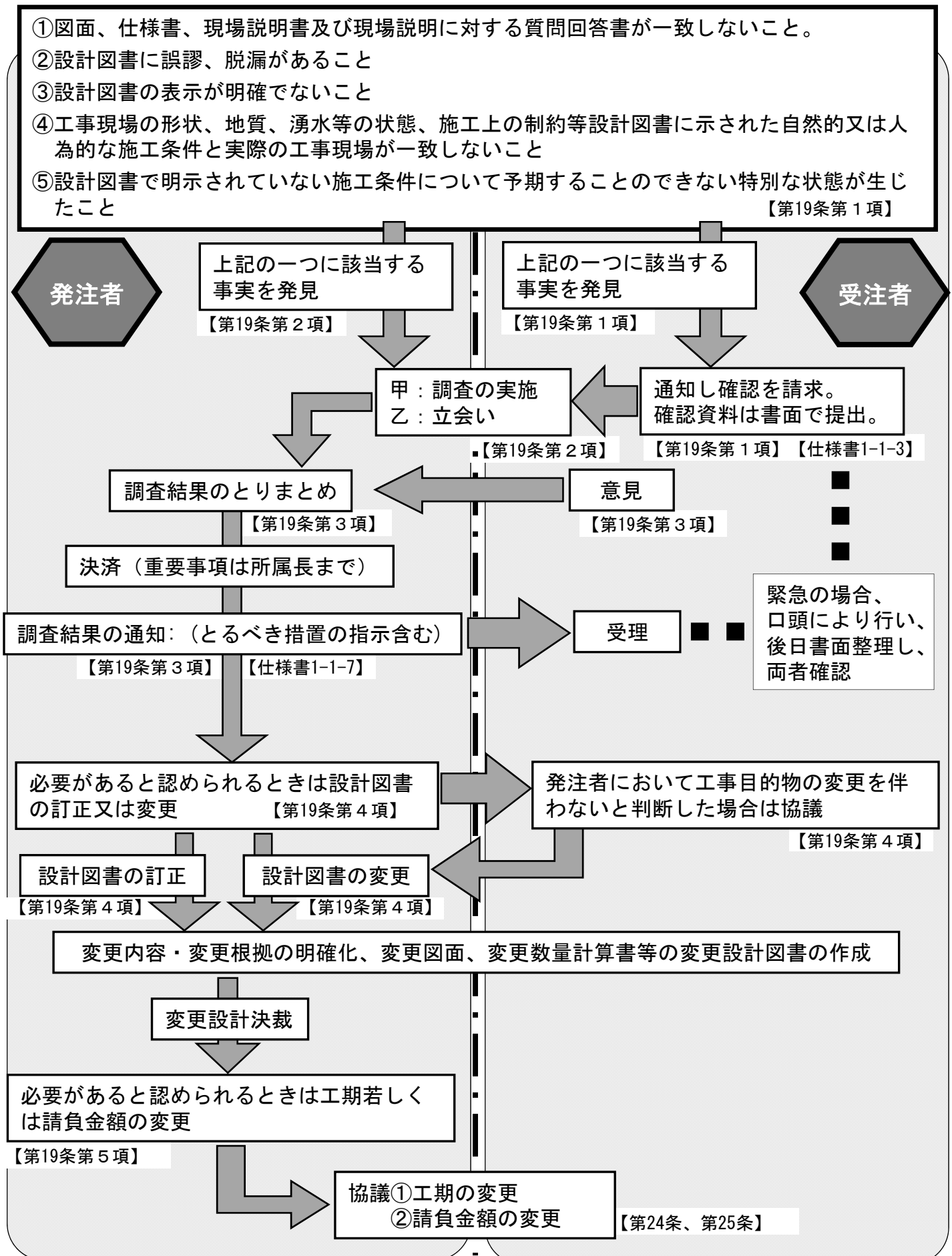
3-3 設計図書の照査

◆設計図書の照査に関連する作業の位置付け



■ 詳細は「土木工事設計図書の照査ガイドライン」を参照

4 設計変更手続きフロー



5 関連事項

◆指定・任意の適正な運用

- ・ 指定・任意については、工事請負契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。
 - 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
 - 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
 - ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。
(変更の対象としない)

発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛かりではバック材で施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

5 関連事項

◆指定と任意の考え方

		指定	任意
設計図書		仮設、施工方法などを設計図書に具体的に明示したもの	仮設、施工方法について図面等で示さないもの
建設機械の機種及び規格		騒音、振動規制法に関する機械及び特記仕様書で指定したもの	左の制約以外すべて任意 * 積算基準により計上した機種規格は「指定」とはならない
工事標識等安全施設費		特記仕様書等で指定した交通誘導警備員及び当該工事場所に特別に指定したもの	左以外のものは受注者の任意
施工方法の変更		発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意
設計変更の取扱い	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する	設計変更しない
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する	設計変更する
その他		<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

指定と任意の考え方については、以下の資料も参考活用して適正な積算を行うよう努めてください。

- ・国土交通省北陸地方整備局「土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集」
- ・新潟県土木部「指定・任意の適切な運用について」

5 関連事項

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。（受注者等への指導）

【入札前】

- ・ 工事の入札に当たっては、競争入札の公告又は指名通知書、図面、仕様書、工事請負契約約款等をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・ 設計図書等について疑義があるときは、質問回答書により回答を求めることができる。

【契約後】

- ・ 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。（共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等）